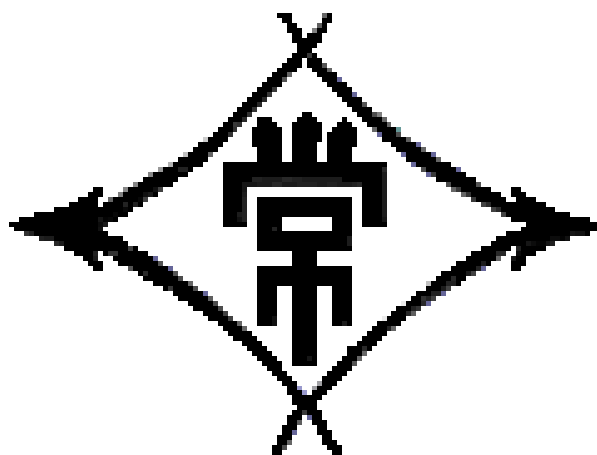


いじめ防止基本方針

「やさしさと強さを持ち、人やふるさとを

大切にする子どもの育成」



令和5年度

草津市立常盤小学校

目次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義.....	- 1 -
3. いじめの禁止.....	- 2 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 組織体制.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 3 -
学校の基本姿勢.....	- 3 -
(1) いじめの防止.....	- 3 -
(2) いじめの早期発見.....	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 4 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 4 -
《家庭との連携》.....	- 4 -
《地域との連携》.....	- 4 -
(5) 関係機関との連携.....	- 4 -
6. 重大事態への対処.....	- 5 -
(1) 重大事態の意味について.....	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
7. 基本方針の見直し.....	- 6 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -
9. ストップいじめアクションプラン.....	- 8 -
10. ストップ・ザ・いじめ プログラム.....	- 9 -
11. (資料) 子どものサインに気付いていますか? ～早期発見チェックリスト～	

草津市立常盤小学校 いじめ防止基本方針

2014年（平成26年）2月 策定

1.はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

このいじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校・家庭・地域その他の関係者の連携によりいじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定める。

- ・いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

- ・いじめの問題への対応は、学校における重要課題である。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。

また、いじめの問題への取組は、学校だけでなく、家庭・地域住民その他の関係者の連携のもと、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2.いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。・・・＜いじめ防止対策推進法第2条＞

- ・「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ・「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。

3.いじめの禁止

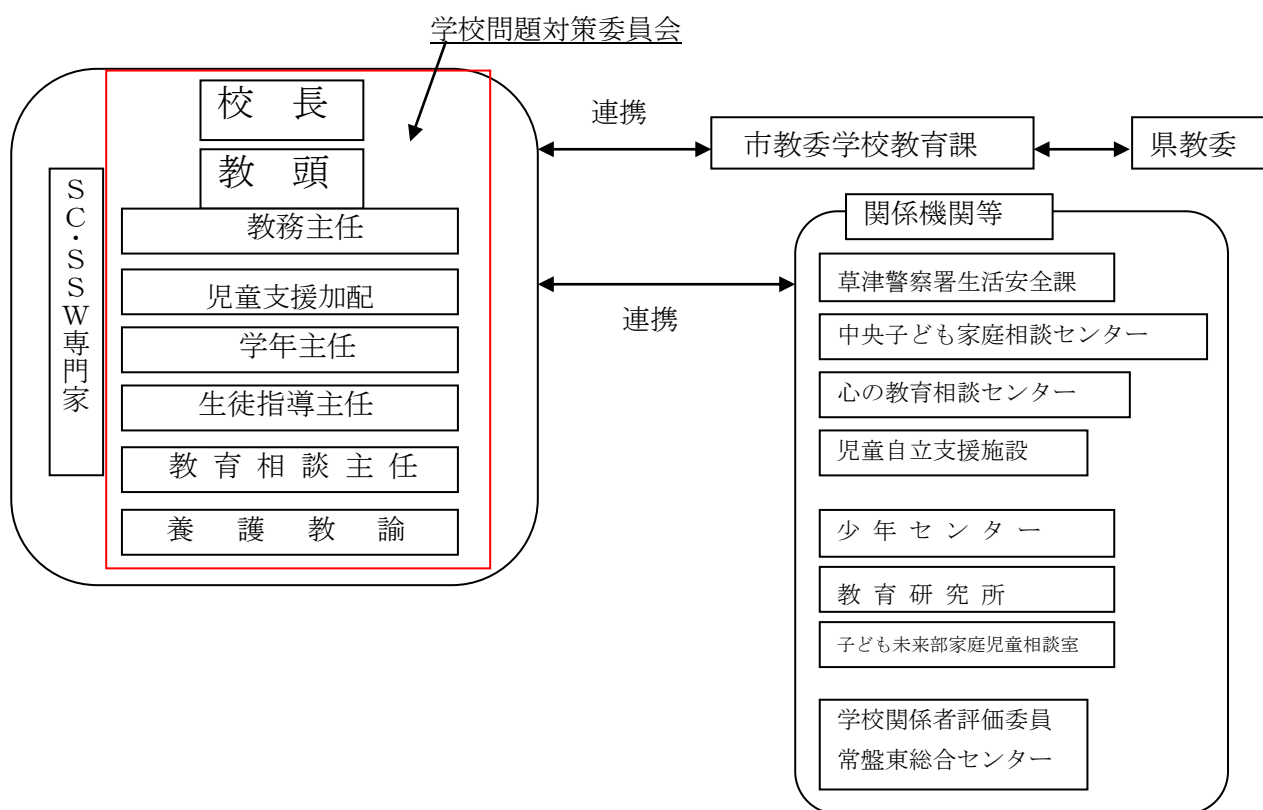
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにはいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4.いじめ防止等のための組織

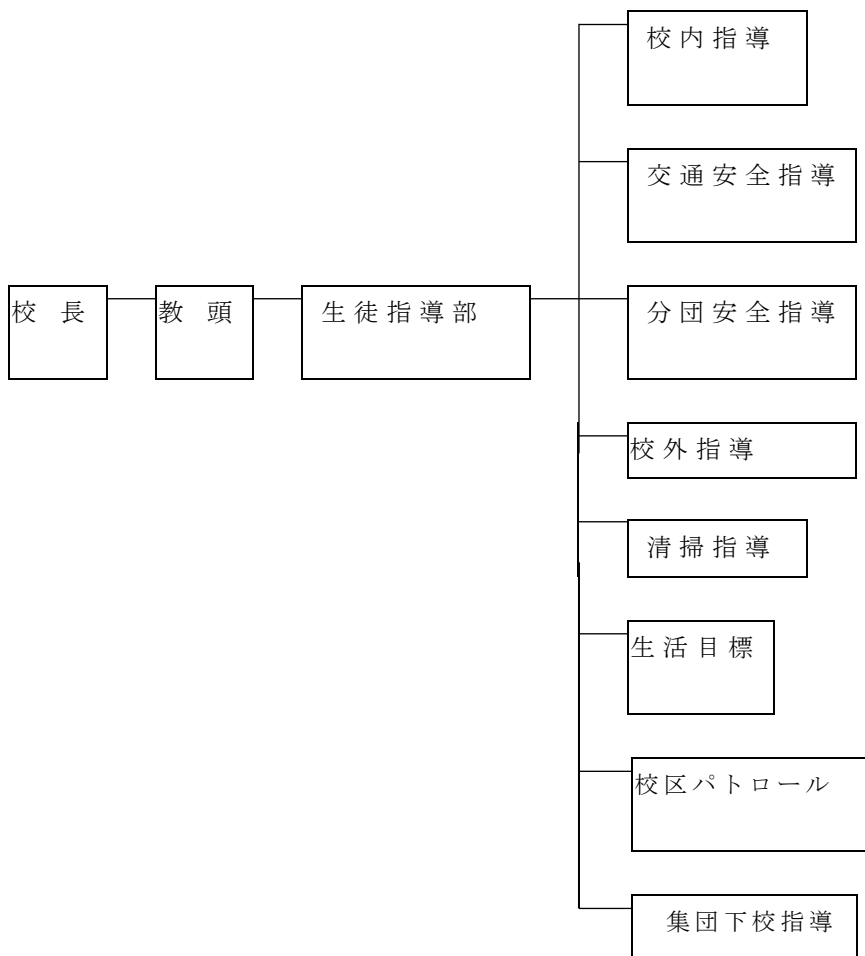
「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」により行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 組織体制（学校外）



◎組織体制（学校内）



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめの問題に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、市の「いじめ問題対応マニュアル」をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめの防止

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育及び体験活動の充実等、教育活動の推進を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変

化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
(教育相談旬間の実施)
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、**児童**がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して**児童**を見守っていく。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた**児童**やいじめを知らせてきた**児童**の安全を確保して事情を聞き取り、さらにいじめたとされる**児童**に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応を行う。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で**児童**を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭との連携》

学校と保護者とが一体となった取組を行うために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信を積極的に行う。また、家庭においても保護者に留意してもらえるように「**早期発見チェックリスト**」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ PTAの活動で「いじめの未然防止」等の研修会の充実を図る。

《地域との連携》

学校運営協議会等において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては、様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進める。

また、地域の**学校関係者等**の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① **学校運営協議会等**への働きかけを進める。
- ② 地域に対していじめの防止等について周知を図る。
- ③ 地域の関係団体との連携を促進する。

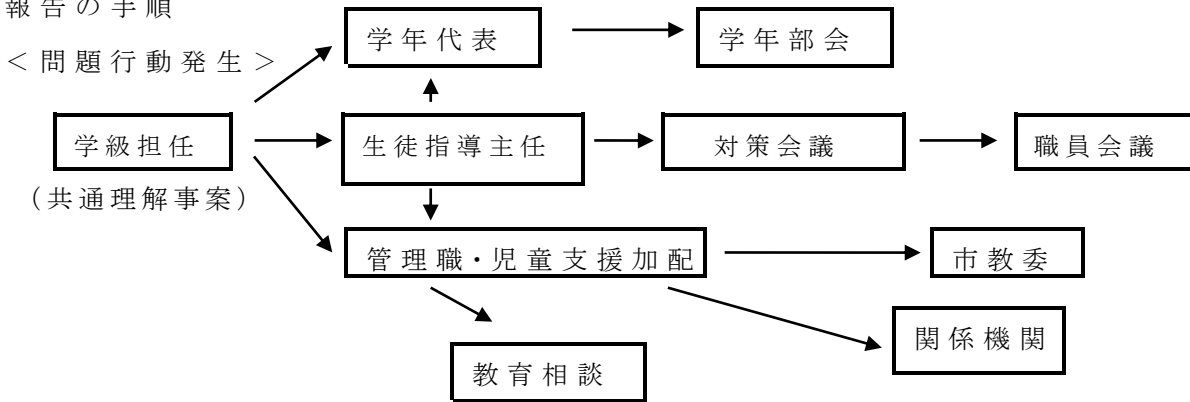
(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、**児童**の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な

配慮や被害児童の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

◎ 報告の手順



重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実確認を明確にするために、重大事態に至る要因となったいじめ行為について、次のような事実関係を速やかに調査する。

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

また、調査においては、事実をしっかり向き合い、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うとともに、調査結果をもとに主体的に再発防止に取り組む。

7. 基本方針の見直し

学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、P D C Aサイクルに則り随時基本方針を見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和5年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(草津市立常盤小学校)

月	教職員・児童の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月		
5月		
6月	<input type="checkbox"/> 人権学習 <input type="checkbox"/> 教育相談旬間 <input type="checkbox"/> 常盤っ子を語る会 <input type="checkbox"/> 早期発見チェックリスト配布 <input type="checkbox"/> いじめ防止啓発強化月間 <input type="checkbox"/> いじめ防止に向けての職員研修	◇民生委員さんとの懇談会 △人権・同和教育講演会
7月		
8月		
9月	<input type="checkbox"/> 人権学習(参観・懇談) <input type="checkbox"/> 常盤っ子を語る会 <input type="checkbox"/> いじめ防止啓発強化月間 <input type="checkbox"/> いじめ防止に向けての職員研修	
10月	<input type="checkbox"/> 教育相談旬間	
11月	<input type="checkbox"/> 早期発見チェックリスト配布	
12月	<input type="radio"/> 人権集会(いじめ啓発運動「トリプルゼロ大作戦」) <input type="radio"/> 人権週間	△人権・同和教育講演会
1月	<input type="checkbox"/> 常盤っ子を語る会	

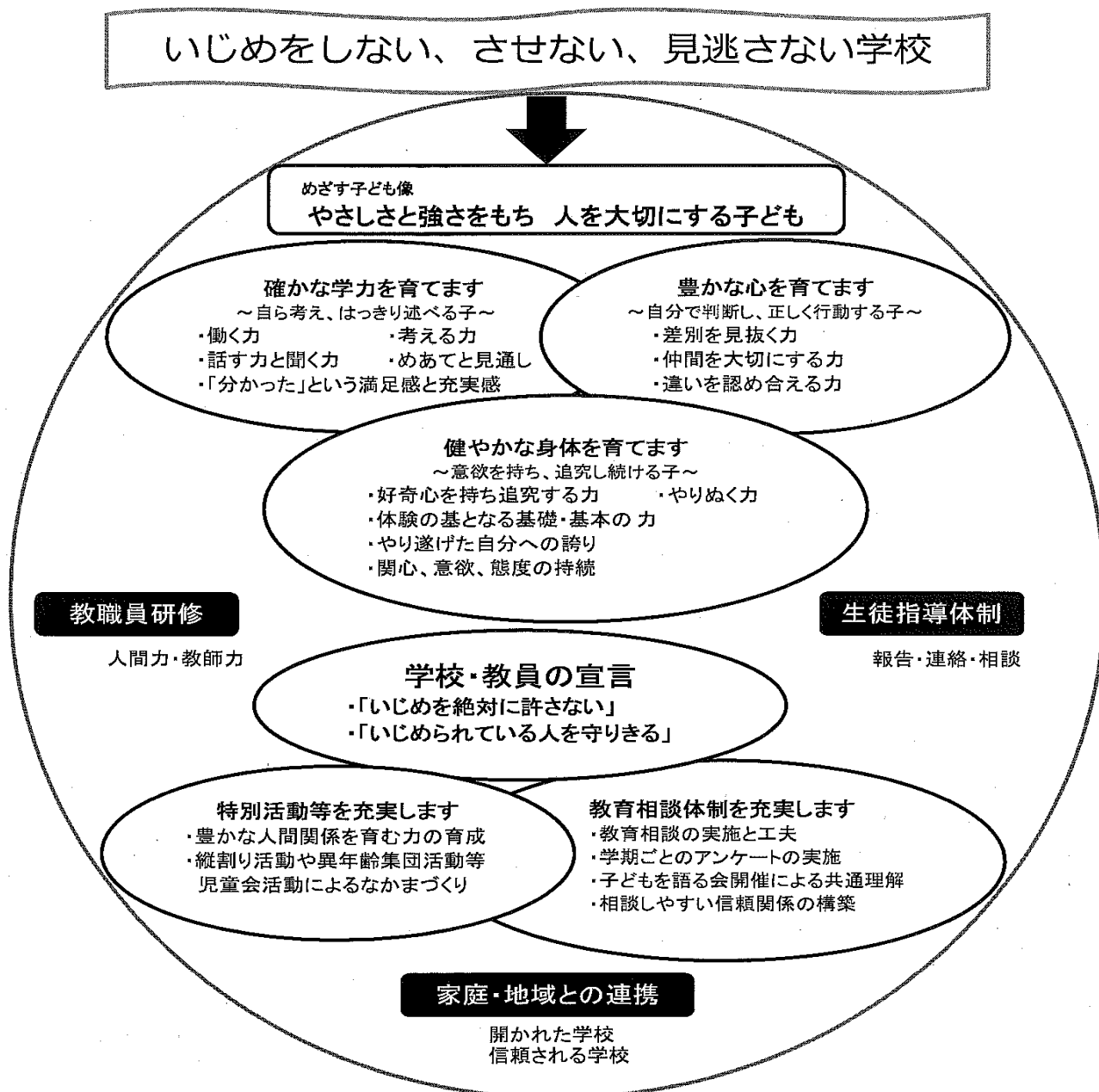
2	<input type="checkbox"/> 教育相談旬間	
月	<input type="checkbox"/> いじめ防止に向けての職員研修	
3		
月		

□：教職員の取組や活動 ○：児童の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

9. ストップいじめアクションプラン

わが校のストップいじめアクションプラン ～いじめの未然防止、早期発見、早期対応～

草津市立常盤小学校



10. ストップ・ザ・いじめ プログラム

もし、いじめがあったら

いじめ 『自分がいじめられた』 『いじめを見た』 『いじめに気づいた』

